



平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ニトリホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 似鳥 昭雄  
 (コード番号 9843 東証第一部、札証)  
 問合せ先 執行役員経理部ゼネラルマネージャー 甲 正彦  
 電話番号 03-6741-1216

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月10日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更議案を平成26年5月9日開催予定の当社第42回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

グローバルな事業展開と業容の一層の拡大に備え、経営体制の強化充実を図るため、取締役の員数を7名以内から10名以内に変更するとともに、役付取締役として、取締役副社長を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会  [員 数] 第17条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。  [代表取締役および役付取締役] 第20条 取締役会の決議をもって当社に取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。  ② (条文省略) ③ (条文省略)	第4章 取締役および取締役会  [員 数] 第17条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。  [代表取締役および役付取締役] 第20条 取締役会の決議をもって当社に取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、 <u>取締役副社長</u> 、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。  ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[業務執行]  第21条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>[業務執行]  第21条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、<u>取締役副社長</u>、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>② (現行どおり)</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成26年5月9日 (金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成26年5月9日 (金曜日)

以 上